

給付年金コーナー

～新成人の皆さんへ～

国民年金

国民年金は20歳以上60歳未満の方が加入することが義務付けられています。年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金加入のお知らせ

20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせが届きます。内容は「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」、「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」が送付されます。

※厚生年金保険に加入している方を除きます。

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

詳しくは日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。(You tube 厚生労働省チャンネルで動画視聴もできます)

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方が 新たに重度心身障害者医療費支給事業の対象となりました！

令和8年1月より重度心身障害者医療費支給事業の対象者が拡大され、新たに精神障害者保健福祉手帳2級の方の精神科の通院医療にかかる自己負担分を助成することとなりました。

医療費助成を受けるためには、町に受給資格を登録する必要があります。

(自立支援医療と重度心身障害者医療の両方の受給者証が必要です。)

－受給資格の対象となる方の条件－

1. 精神障害者保健福祉手帳2級を65歳未満で取得していること
2. 自立支援医療制度の精神通院医療を受けていること
3. 年間所得が3,661,000円未満であること（扶養親族の人数によって異なる）
4. 町内に住所を有していること



詳細はコチラ

問合せ 町民課 給付担当
☎66・3111 内線125

1月の納期

●町民税
■普通徴収（第4期分）

●国民健康保険税
■普通徴収（第7期分）

●介護保険料
■普通徴収（第7期分）

●後期高齢者医療保険料
■普通徴収（第7期分）

納期限は2月2日(月)です。口座振替の場合は1月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町民税 税務会計課 課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線116
介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123